新聞労連

2022年｜No. 1324
12月1日（木）

■ 新聞産業情勢（特集）　2
■ 賃金差別続く中日新聞社　3
■ 和解協議大詰め 日経関連会社　3
■ インフレ問題、解説　4

※記事、画像、表等の無断転載を禁じます。

日本新聞労働組合連合｜〒113-0033 東京都文京区本郷2－17－17井門本郷ビル6階　TEL03（5842）2201　FAX03（5842）2250　http://www.shimbunroren.or.jp　年間購読郵送料共2000円。組合員の購読料は組合費に含めて徴収しています

物価高騰下での年末一時金闘争

各単組が奮闘　3組合が満額回答勝ち取る

2022年末一時金闘争は予定されていた全ての労連統一行動日程を終え、51組合が有額回答を得て、うち41組合が妥結、収拾した。これから本格的に交渉を始める組合もあるが、おおよそ収束の方向に向かっている。今冬闘でも、3組合が満額回答を勝ち取るなど各単組が大いに奮闘した。

インフレーションの影響もあり各単組で要求額を増やす傾向がみられ、組合平均要求額は前年比2万1000円のプラスとなった。道新労組のアンケートでは、物価高騰に伴う家計の影響について約8割が「家計を圧迫している」と回答した。また、茨城労組は「急激な物価高騰で家計が圧迫され生活苦を訴える声が多く寄せられている」とし、一時金とは別に、物価高騰手当の支給を求めた。

11月29日現在の回答額平均は72万6756円で、前年実績比プラス5069円となった。道新労組は41年ぶりの低額回答を受け、ストライキを辞さず闘争を継続している。3次回答では1万6000円の上積み回答をさせたが、物価高騰が続く中で厳冬を迎えるという非常事態を踏まえ、拒否を通告。再検討を要請した。千葉労組は「物価高で社員の生活が苦しくなっていることを考慮」するとして、5万円増の回答額を引き出した。化学工業労組も、「物価上昇などで生活が今後一層苦しくなるであろう。社員の皆さんによりがんばってもらいたい」として前年比8万2300円増の回答を得た。そのほか、全中経労組、日刊スポ西日本労組、南日本労組が満額回答を勝ち取った。

加盟単組の回答結果は、前年比プラス回答が20組合、マイナス回答が12組合、同額回答が12組合で、プラス回答を得た組合が最も多かった。

諸要求では、適正な人員配置や人員増、離職者対策など人員関連の要求が目立った。人員要求について長野労組は「社員募集を早期から開始し、通年で行う」との回答を得た。また、全徳島労組は、新聞労連が今定期大会で統一要求として掲げた「従業員が業務において社内外で性被害を受けることへの防止策」を社に求めた。会社は「取材先や取引先との関係を重視するあまり、従業員の個人としての尊厳が不当に傷つけられるようなことはあってはならない」と回答した。

今期の年末一時金闘争では、物価高騰の影響から、例年よりも交渉を継続した組合が増えた。その成果が実り、多くの組合で上積み回答を獲得した。

来期の春闘、夏闘では、インフレ下での実質賃金の低下を阻止するためより強固な闘争態勢を堅持するとともに粘り強い交渉が望まれる。新聞労連本部もこれまで以上に支援していく。

パワハラは力の支配　暴力は手段

労安部 学習会開催　テーマは「加害者」

新聞労連労働安全衛生部は11月9日、DV被害女性をサポートし加害者の更生プログラムを実施している一般社団法人エープラス代表理事の吉祥眞佐緒（よしざき・まさお）さん＝写真＝を講師に迎え、「パワハラ加害者」をテーマにオンライン学習会を行った。組合員やMICの仲間など30名が参加した。

吉祥さんは冒頭「ハラスメント加害者を知ることは、被害者だけではなく加害者をも救うことにもなる」と伝え、私たちが陥りがちな「加害者神話」について説明した。

加害者神話とは「加害者は仕事のストレスが強いからハラスメントをやってしまう」「責任感が強く部下や同僚を思う気持ちが強く、つい熱血になる」「子供のころに虐待されてかわいそうな人」「普段感情を抑えすぎて何かの時に感情が爆発してしまう」「自尊心が低いから大きな声を出してるのであって本当は自信が無い」などの実態とかけ離れた私たちの思い込みのことだ。

だが、本当は「パワハラ加害者は自分が正しいという強い信念を持っているので相手が間違っていると思っていたり、特権意識を持っていたり、女性差別意識を持っている」と続けた。

そして「加害者にとって、会議や議論は絶対負けてはいけない場なので、自分のやり方を通さなければならない。相手を謝らせなければならないという心理状態のもと、相手の弱みに付け込んで口論で勝つなど、自分の意見ややり方を通す方法、それに相手を負かす得意技を身に付けていく」と解説。「パワーハラスメントは力の支配であり、加害者の目的は自分の思い通りに相手を動かすこと。加害者はどういう態度をとれば相手が自分の言うことを聞くか、経験上知っている。その上で、本人が暴力（言葉の暴力を含む）を選択している」と指摘し「問題点は、殴ったり、大声を出したりする一つ一つの行為ではなく、加害者が持っている『これをやってもいいんだ』という間違った考えや価値観である。会社内だからちょっと手が出てしまっても『指導だから許される』と思っている。けれどもそれは、社外や市民生活で行えば犯罪になるということを加害者に理解させる必要がある」と締めくくった。

加害者の考えをどう修正していくかについては、「加害者のハラスメント行為を決して肯定してはいけない。『被害者にも責任があるよね』などとは絶対に言ってはいけない。暴力以外の問題解決方法があったこと、違うコミュニケーションの取り方があったことをわからせなければならない」と強調した。

また「ハラスメントは、個々の行為がそれほどでもなくても毎日何回も続くと、その人の心をむしばんでいくこともある。相談を受ける者が、『それは軽い被害』とか『まだ対応しなくて大丈夫』などと判断すべきではない。被害者が恐怖に感じたり、違和感が出たりしたらハラスメントだ。相談された人は自分一人で解決しようと思わないで。相談されたからといってその人の人生を全部背負う必要はない。信頼できる人や専門機関に繋がるよう支えよう」とアドバイスした。

11月28日には、東京地連と共催で同じ内容の二度目の学習会が行なわれ、9日より多い36名の参加があった。

特派員協会　次回あっせんで和解か

日本外国特派員協会の労働組合（Union of Press Club＝UPC）は11月9日、2020-21年度の定期昇給凍結の撤回および22年度の低額回答に対する再回答と、無期転換社員（契約社員）の正社員化を求めて東京都労働委員会の第4回あっせん期日に臨んだ。

本期日では、前回期日で確認された都労委名での和解勧告書の作成にあたって条項に盛り込む文言の調整を行った。その結果、▽22年の定期昇給を同年4月にさかのぼって実施する、▽23年度以降の定昇を実施するよう努力する、▽定昇に関する交渉の経緯に鑑み解決金10万円を支払う、▽無期雇用社員（契約社員）2名の正社員化に向けて誠実に協議し、23年3月末までに合意に達するよう最大限努力する――などを記すことで労使双方合意した。

協会側の代理人弁護士は、次回の理事会で勧告書を提示し、あっせん合意を推し進める考えを示した。理事会で了承が得られれば、次回のあっせん期日で勧告書に沿ったかたちで和解が成立する見通しだ。次回のあっせん期日は12月12日午前10時から。

組合は、今回のあっせん合意をテコに正社員化の協議を進めていく考えを明らかにした。組合は組合員2名の正社員化を15年から要求しており、実現すれば7年越しの悲願達成となる。

特派員協会が入る丸の内二重橋ビル

潮目を迎えた新聞産業の経営状況を分析しよう

これからの新聞経営　職場で議論を

日本新聞協会が「新聞社の経営動向調査（2021年度）」の詳細を発表しました。これは協会加盟社から選ばれた固定サンプル39社の決算数値を合計して発表しているもので、1979年から続く歴史の長い調査です（※注）。単純な合計値ですから売上等の絶対値にはあまり意味がありませんが、その推移や比率で算出する経営指標は、新聞産業の平均的水準を示すものとして新聞労連でも重要視し、毎年経営分析のモデルに使用しています。最新のデータを使用し、新聞産業の今を分析してみましょう。

【新聞労連書記次長・伊藤明弘】

●売上高は元の下降傾向へ回帰

39社合計の売上高の増加はごくわずかで、額にすると約1兆2千億の売上高に対し2億円の増加です。同時期に同じく新聞協会が調査した「新聞社総売上高推計調査（2021年度・法人単位86社）」では前年比0.9%減ですから、横ばいと見ていいでしょう。これは、昨年度コロナ禍の影響で前年比マイナス8.9%と大幅減少だった反動です。ただし、ここから売上上昇に反転する兆候という訳ではなく、2000年をピークに続く減少曲線に回帰する、と見るべきでしょう（グラフ1参照）。上昇局面ではバブルの時期に大きなコブが、減少局面に転じてからはリーマンショックと、今回のコロナ禍にへこみが見られます。

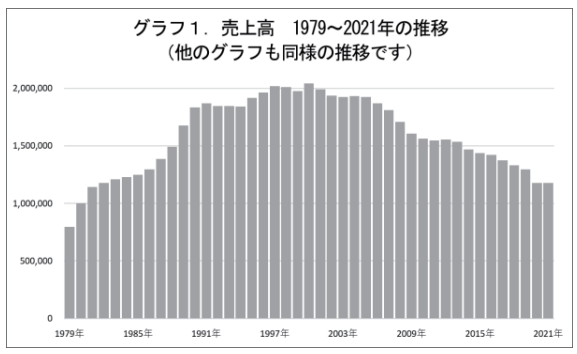

●利益は早くもＶ字回復

一方で利益率を見てみましょう。いずれも売上高比でみると、営業利益率が0.6%から3.7%に、当期純利益に至ってはマイナス2.5%の赤字から3.2%と、文字通り「V字回復」しています（グラフ2参照）。

20年度の落ち込みで、営業利益率の減少についてはコロナ禍の影響による本業の減収が大きく響いているものと考えてよいでしょう。しかし、当期純利益率はどうでしょう。営業利益や経常利益にも増して大きく、しかも赤字に落ち込んでいます。当期純利益は最終利益と言われ、この額は新聞産業の場合ほとんど丸ごと内部留保の積み増しに回ります。もう一度グラフをよく観察してみてください。同じように利益が大幅に減った、バブル崩壊（1992～94年）、リーマンショック（2008～9年）時は、営業利益と当期純利益の差が縮まって、何とか最終利益の赤字を回避しようという経営努力が見て取れます。しかし、今回のコロナ禍はまるで最終利益を突き放すように、大きく損失を計上しています。なぜでしょう。

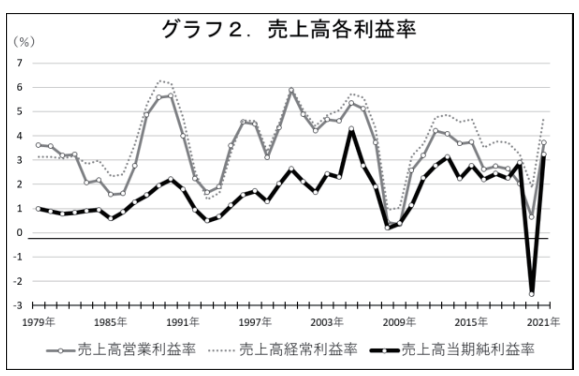

●20年度の赤字は「ビッグバス」？

最終利益を大きく赤字転落させる原因になるのは、特別損失と法人税充当額です。今回の20年度データを見ると、法人税充当額が大きく増加していますから、いくつかの社が繰延税金資産の取り崩しを決行したことが容易に想像できます。さらには固定資産の売却損や除却損などをこの期に乗じて清算している社もありそうです。なぜ、敢えて赤字の傷を深めるようなことをするのでしょうか。

これは「Big Bass（ビッグバス）」と呼ばれる経営手法の一つです。営業成績の悪い決算年度に、膿を出し切るように損失を計上してしまい、次年度以後利益を出しやすい体質にするのです。ちなみに、繰延税金資産の取崩も固定資産除却損の計上も、実際にお金が社外に出ていくわけではないので資金がショートして倒産を招くということはありません。

このビッグバスという戦略を初めて日本で使ったのが、カルロス・ゴーンです。日産自動車は、1999年に6800億という巨額の赤字を計上する一方で工場閉鎖や人員削減を大胆に行い、V字回復を果たしました。一度赤字になるとその後の経費削減がしやすいのです。

今回のデータは39社の合計ですから、経営者が意図的にそういう効果を狙ってゴーンのようにビッグバスを操作したとは考えられませんが、コロナ禍という外部要因が引き金となり、自然とそういう経営戦略に流れたのではないでしょうか。

●回復の後押しもあった？

20年の凋落からのV字回復に一役買ったのは、NTTドコモ株の譲渡益も関係していそうです。NTTによるドコモの完全子会社化に伴い、各社が保有していた株式の強制買取が行われ、中には30億近い特別利益を計上した中堅地方紙もあります。偶然といえば偶然ですが、このような要因が重なって新聞産業へのコロナ禍の影響が深刻であったことと、そこからの脱却が早かったことが印象付けられる結果となっているのです。

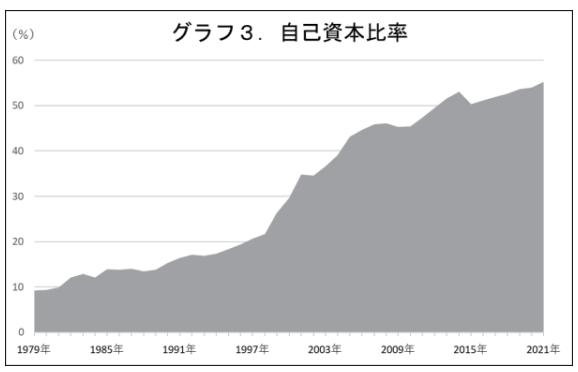

●溜まり続ける内部留保（利益剰余金）

利益率には以上のような乱高下がありますが、内部留保は着実に溜まり続けています。新聞産業の場合、純資産（自己資本）のほとんど（39社調査の場合86%）が利益剰余金ですから、自己資本比率の増加は利益剰余金の増加をそのまま反映します（グラフ3参照）。ご覧のようについに55%を超えて増え続けています。一般に自己資本比率40%を超える社はまず潰れないと言われるので、超安全圏に向けて自己資本の肥大が続いていると表現できます。

●部門別収入から見える潮目の変化

部門別収入の推移をみると、新聞経営が潮目を迎えていることがよく分かります（グラフ4参照）。部数の減少とともに販売広告の両収入は減少を続ける中、その他の収入が増えています。この中には不動産収入や受託印刷の収入はじめ、様々な事業の収入、場合によってはデジタル関連事業の収入も含まれています。今後10年程度のスパンで将来を予想すれば、収入構造の変化はもっと劇的に進むと考えるのが自然です。今までと同じ発想の経営は立ち行かなくなるでしょう。待ったなしの潮目に来ていると言っても過言ではありません。

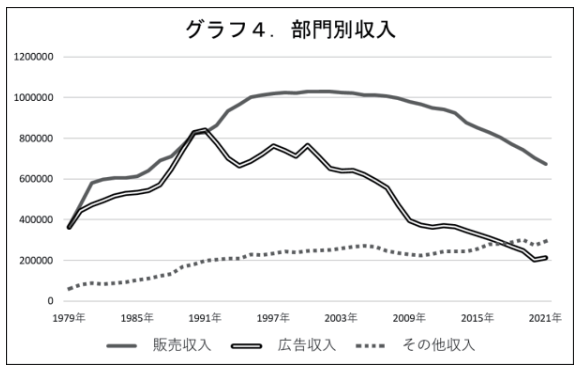

そうした中で、時代の要請に応じつつ、市民・読者の要請にこたえるジャーナリズム活動をどう持続させていくのか。経費削減のために人件費を削り、人員を減らすだけの経営に未来はありません。このままでは潤沢な資産があっても人材がなく、新聞を発行できずに労務倒産という事ことにもなりかねません。

これからの新聞社の未来を描き、実際に経営を引っ張っていくのは、今職場で汗を流している私たち一人ひとりです。

●減り始めた一人あたり人件費

リーマンショック以来ほぼ横ばいだった一人当たり人件費が、コロナ禍を機に減少し始めています（グラフ5参照）。総人件費は、人員の減少に伴ってずっと減り続けています。一人当たり人件費の減少は、過去には非正規雇用への置き換えが原因とみられる傾向もありましたが、今は違います。新聞協会の別の調査（従業員数・労務構成調査）ではむしろ非正規労働者の数は減少しています。

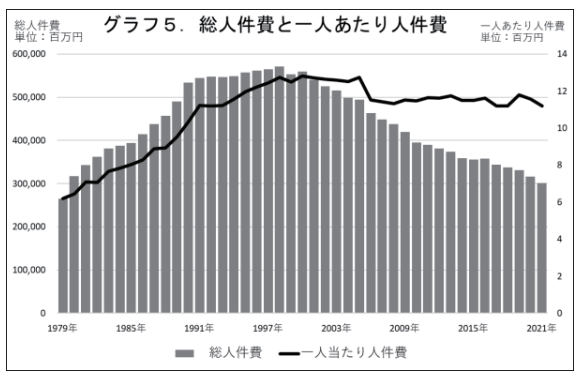

●春闘前にまず自社の分析を

ここまで39社のデータを基に、昨年度の経営状況のトレンドを見てきました。さて、皆さんの会社はどうでしょうか。会社の説明ではもっとずっと悪い状況だという方が多いのではないでしょうか。

39社データはいわば新聞産業全体の平均値ですから、全く同じ傾向を示す社は少ないと思います。自社の経営情報を開示させ、組合でぜひ39社データとの比較分析をしてみてください。

分析は、39社のデータと違う傾向を示している部分を発見するところから始めましょう。数値の違いの原因を探ると、社の傾向が見えてきます。

★39社のデータと自社との比較分析ができるエクセルファイルをご希望の方に配布いたします。ito@shimbunroren.or.jp　までご請求ください。

★12月8～9日の春闘討論集会では、新聞社の経営状況についてさらに深堀りし、皆さんと議論を進めたいと思います。ぜひご参加ください。

※注　「新聞社の経営動向調査」について　詳しくは新聞協会発行の「新聞研究」2022年11月号63ページをご参照ください。

賃金差別続く中日新聞社

高卒・大卒間にも大きな格差 東京労組が是正迫る

中日新聞社が高卒社員や無期転換社員への露骨な賃金差別を続け、大きな問題となっている。東京新聞労組は「差別のない社会を目指す新聞社にあるまじきこと」として「差別撤廃」「格差是正」を強く求めているが、今冬の一時金交渉でも社の姿勢は「差別継続」。2次回答での支給額は、35歳モデルで大卒平均104万円台に対し、高卒平均93万円台と格差が大きい。組合員の無期転換社員（50歳、記者職、勤続20年超）の一時金は、大卒22歳の新入社員にすら届かない。

高・大卒の賃金格差は、社の賃金制度の欠陥放置による構造的なものだ。定昇がなく、ベア額に査定があり、公平性と透明性が欠如。長年の低額ベアで、高卒18歳が4年間にわずかしか昇給せず、22歳時の賃金水準が大卒初任給に遠く及ばない。この格差が定年まで埋まることなく続き、基準内賃金の高・大卒の格差は22歳で1万9000円、35歳モデルで4万円台、45歳モデルで6万円台となる。

一時金の回答方式は「基準内賃金×倍率＋年齢別一律」なので、基準内賃金の格差が増幅。今冬の2次回答でも、35歳モデル支給額で高・大卒格差が10万円を超えた。組合は格差是正分として高卒への10万円加算を要求したが、社は「高卒と大卒に制度上の差はない」と言い張り、是正を拒否。組合は「差のない制度の中で二極分化が起きている。これを良しとし、頑なに直さない態度が、明らかな差別だ」と指摘する。

社内で「パートナー社員」と呼ばれる無期転換社員への一時金差別は、明白な倍率差別によるものだ。2018年の無期転換社員の制度スタートから、社は倍率を正社員の半分にも満たない「1.00」に据え置いた。組合は強く是正を求め、昨冬やっと「1.10」に、さらに今冬の2次回答で「1.20」とさせたが、正社員の「2.42」の半分未満という不当な格差に変わりはない。基準内賃金も正社員より低いのに、さらに倍率で差をつける。正社員と同等の仕事をしている無期転換社員への非道な「差別」「いじめ」にほかならない。

中日新聞社の社是は「真実、公正、進歩的」。紙面では反差別、格差是正を説き、SDGs、人に優しく…などと書いている。

中日新聞社で続く賃金差別

①高卒正社員への差別 ※年末一時金は今冬２次回答

35歳モデル	大卒平均	高卒平均	格差
本給	161,500	132,800	28,700円
調整給	118,200	107,900	10,300
基準内賃金	394,700	351,200	43,500
年末一時金	1,045,200	939,900	105,300

②無期転換社員（パートナー社員）への差別

一時金支給方式	今冬の２次回答
正社員	基準内賃金×2.42＋年齢別一律
パートナー社員	基準内賃金×1.20＋年齢別一律

※ごく一部の人に加算の「賞与補整金」は省略

一時金支給額	今冬の２次回答
正社員（大卒、22歳）	平均 626,600円
パートナー社員（50歳、記者職、勤続20年超）	389,600
パートナー社員（59歳、写真部、勤続34年）	648,300

無期転換社員（50歳）の一時金は新入社員以下

和解協議大詰め 日経関連会社 賃金減額訴訟

日本経済新聞社の関連会社の社員で、新聞通信合同ユニオン組合員を原告とする、役職手当の不払い等賃金減額訴訟の和解協議が11月4日と29日に東京地裁で開かれた。協議では原告、被告それぞれが和解案を出し合いながら、歩み寄りの地点を探っている。

ポイントは、解決金額と口外禁止条項にある。原告側は、口外禁止条項を入れない和解案を提示したが、会社側は口外禁止を前提とした案を示している。次回和解案では、上記2つの論点を踏まえ、原告側が再度提示することとなった。

理由は定かでないが、会社側は年内中の和解にこだわる発言をしている。会社側の要望を反映するかたちで、11月に2回の期日が入り、12月にも2回の期日が予定された。原告側は、会社のペースに巻き込まれないよう警戒しつつも、引き続き和解のテーブルにはつく姿勢を示している。次回の期日は15日午後1時半からで、次々回は27日の同時刻午後1時半から。

10月に山梨県で開かれた新聞大会では、3年連続で事件概要を知らせるビラを作成し、新聞経営者らに配った。ビラでは、原告が役職に就いても賃金がほとんど上がらなかったにもかかわらず、会社は賃金の内訳の25％が役職手当分と突如言い出し、役職定年を理由に就業規則の規定や本人への同意もなく、一方的に役職手当を減額したと記載。原告は「自らの主張の正当性を司法の場で訴え、最後まで闘い抜く覚悟」とのコメントを寄せた。

和解協議も大詰めを迎え、合同ユニオン、新聞労連、東京地連も勝利和解に向け全力で支援していく構えだ。

和解困難か 未払い残業代訴訟 埼玉労組

会社が進めるリストラをきっかけに組合委員長が原告となり未払い残業代の支払いを訴えた裁判で、和解協議が10月末から進められているが、和解は困難な状況となり、原告は最終準備書面の作成に入った。次回期日は12月23日。

会社は、2019年、未払い残業代の不払いや債務過が明らかになり社員にリストラを求めた。さらに21年、中間管理職の役職手当を廃止する制度案を提示。単組委員長が8月、さいたま地裁に提訴した。

原告は、2019年のリストラの際、会社が未払い残業代の減額を求めた時の書面を証拠として提出するとともに、同19～21年分を加え過去計5年分の残業代を請求していた。

会社側は訴訟を通じて「役職手当は残業代の替わりだった」との主張を始めた。10月14日の証人尋問では、役員ら3人が証言台に立ち過去の資料を振り返りながら持論を展開した。原告で埼玉労組の保坂直人委員長は、改めて一部残業代を払ってこなかった会社の違法性を強調した。

証人尋問を受け、原告側は、団体交渉や労連による交渉を通じて、違法な未払い残業を自ら認めるよう会社側の姿勢をただした。判決に至った場合の社会的影響の大きさなどを考慮し、真摯に原告、組合と和解に応じるよう求めた。しかし役職手当の法的性質について、原告、被告会社側双方の主張に折り合いが付かず、組合は弁護士や労連と検討し、和解は困難との判断に傾きつつある。

青女部 学習集会の開催日決定 組合のいろは学ぶ

新聞労連青年女性部は、10月29、30日の両日、東京都内で代表委員会を開催した。リアルとオンラインを併用し、全国から約10人が参加。来年3月に開催予定の青年女性部全国学習集会のテーマや実施概要について協議した。

代表委員会では業界が抱える課題や各社の現状を話し合い、「新聞社のSNS活用例」や「購読者層の広げ方」「親しみのある組合のつくり方」など、全国学習集会で取り上げたい内容が数多くあげられた。その中から今回は、組合になじみのない若手社員に向けて「組合活動の基礎を学べる講座」を企画。

今後入社してくる後輩たちが働きやすいと思える環境を整備することが重要だと考え、若手社員の目線で親しみやすい組合をつくることを目標に、講演のほかワークショップなども行う。

2022年度第1回青年女性部全国学習集会は「横浜で学ぶ組合のいろは」と題し、来年3月4、5日の2日間の日程で開催予定。

【青年女性部副部長・齋藤夏美＝道新労組】

新研部長会議の開催決定

23年2月札幌で

五輪と紙面デジタル化情報共有も

新聞労連・新研部は、2023年2月18日、札幌市内「かでる2.7北海道立道民活動センター」会議室とZOOMを併用し、第46回全国新聞研究部長会議を開催します。

部会では、各労組の活動報告を受け、1年の活動方針、新研集会のテーマ、「こちら新研部です」などに関して意見交換し、学習会では、紙面のデジタル化とオリンピック報道について学びます。デジタル化については、紙面発行をやめてデジタル版のみの発行に切り替えるスポーツ新聞もあり、その戦略や狙いを聞く予定です。

オリンピック報道については、賛否がある中で再び日本に誘致する件を交え、オリンピックをどう報道するか、どういうことに留意すべきかなどオリンピックと報道について、参加者が今後考えるきっかけとなる内容を検討中です。

その他に、札幌付近のオリンピック関連施設視察なども計画中。新研部長以外の方々のご参加、部分参加も可能です。招請状はもう少々お待ちください。

ジャーナリズム大賞募集

12月20日締め切り

新聞労連が主催する「ジャーナリズム大賞」「専門紙・スポーツ紙賞」へのご応募をお待ちしています。 ジャーナリズム大賞は、「平和・民主主義の発展」「言論・報道の自由の確立」「人権擁護」に貢献した記事・企画・キャンペーンに贈られ今回で27回目を迎えます。

2019年度に創設され、今年度名称変更などを経て新しくなった「専門紙・スポーツ紙賞」は、紙面割、見出し、深いインタビュー、一般紙がまだ注目していない専門的な観点から書かれた記事、先の展望まで見据えた連載、その業界だからこそわかる注意点や危険性の警鐘をならした記事などが対象です。

すべての賞の選考は、元AERA編集長の浜田敬子さん、フォトジャーナリストの安田菜津紀さん、元毎日新聞記者の臺宏士さん、ジャーナリストの青木理さんの4人が行います。

締め切りは12月20日まで。詳細は労連HPをご参照ください。

インフレに打ち克つために

新聞情報の価値　再評価を

日本では目下、物価高が急速に進行している。10月の消費者物価指数は前年同月比で3.7％上昇し、働く者の生活に大きな打撃となっている。来春闘を見据え、インフレーションとは何か、基本的な認識を確認しておきたい。

インフレは事象としては、お金の価値が下がり商品の価値が上がること、と言って良い。ではインフレが発生する原因は何か。最もシンプルな説明では、経済全体の需要量が供給量よりも上回っている状態と定義できる。

これを少し分解すると、供給はそこそこあるが需要がそれを上回るほど強力な場合と、需要はそこそこだが供給が非常に弱々しい場合に分けられる。前者はディマンドプル・インフレと言い、好景気時に生じやすい。後者はコストプッシュ・インフレと言い、輸入コストの増大など外的要因によって生じやすい。現在、日本で見られるインフレはコストプッシュ・インフレだ。

コストプッシュ・インフレの問題は、需要が増えているわけではないため、製造原価が増えても原価分を超える価格を設定しづらい点にある。価格を上げても儲からないのだ。一方で、お金の価値が下がり、今まで買えたものが買えなくなる。働く者からすれば、同じ賃金額では生活の質は下がってしまう。企業は、ただでさえ材料費が上がっていることから、社員の実質賃金を維持するために人件費を増やすことを躊躇する。

インフレ下で賃金が上がらなければ、働く者は消費を控え節約するしかなくなる。消費量が落ちるというのは、企業にとっては商品が売れないことを意味する。商品が売れなければ企業は供給量を減らさざるを得ない。供給量の減退に伴って原材料と労働力の需要が減退する。こうして市場全体が縮小していく。インフレを原因とする経済停滞、スタグフレーションだ。

スタグフレーションを回避するためにできることは何か。渡辺努氏（東京大）の近著『世界インフレの謎』では、企業と消費者に根付く値上げ嫌いマインドを転換させることが重要と説く。企業は賃上げを積極的に行い、それを価格に転嫁する。これに対し消費者は節約に向かうのではなく、値上げを受け入れて消費を維持するということだ。

新聞社でも賃上げを敢然と実施すべきことは言うまでもない。その上で、デジタルプラットフォームに無料で配信されるコンテンツも含め、新聞情報の価値の再評価も重要だ。読者にも情報の価値を正しく認識してもらう必要がある。

モノの価格と賃金がダイナミックに連動することで「悪いインフレ」から「良いインフレ」への転換が図られる。インフレに打ち克つため私たち労働組合にやれることはまだある。

【新聞労連書記・杉村めぐる】

大幅賃上げなど訴え

MIC 銀座デモ

日本マスコミ文化情報労組会議（MIC）は11月25日、恒例の夜の銀座デモを行った＝**写真**。中央区春闘共闘会議との共催で、新聞労連の他、全印総連、民放労連、出版労連などの仲間を含む約100人が参加。新聞・通信社や映画会社、広告会社、民放東京支社などマスコミ関連企業が集中している銀座の街を行進し、物価高の中、大幅な賃上げで雇用と生活を守ろうと訴えた。また、フリーランスで働く人に多大な影響が出かねないことが懸念されるインボイス制度にも反対の声を上げた。

コロナ禍で参加者が声を上げないサイレントデモは3年目となったが、昨年よりも人出は多く、興味深そうに見詰める人もいた。

労連が抗議声明を発表

沖縄県の陸上自衛隊拠点周辺の民間地で取材中の琉球新報の写真記者に対し、自衛官が撮影を制止し、画像データの削除を求めた問題で、新聞労連は11月22日、抗議声明を発表した。

琉球新報の報道によると、事態は日米共同統合演習「キーン・ソード23」の初日だった11月10日に陸上自衛隊南与座分屯地（沖縄県八重瀬町）の敷地外で発生した。声明では、自衛隊拠点や米軍基地周辺での取材活動を「法令や各種の取り決めに従った抑制的な実施が求められる訓練などの実態をチェックし、問題点を市民に伝えるために必要不可欠なもの」と指摘。陸自の対応を「軍機保護法などの法律で『知る権利』が著しく制限されていた戦前、戦中の反省を共有するマスメディアが市民と手を携え、声を上げて守ってきた『表現の自由』『取材の自由』を理由なく制限した」と批判し、再発防止を求めた。

抗議声明の全文は、新聞労連の公式ホームページ参照。

新委員長に全徳島・鈴木健太郎さん

四国地連が定期大会

定期大会を団結ガンバローで締めた

四国地連（山下直人委員長）は11月5日、徳島新聞本社で2022年度定期大会と合同専門部会（新研・販売正常化・産研・中高年部）を対面とオンラインの併用で同時開催し、21年度の活動報告や新年度の活動方針案、新役員体制案などが承認された。新たな地連委員長に全徳島新聞労組の鈴木健太郎さんを選出した。

四国地連は、新型コロナウイルス感染拡大の影響で、21年度の合同専門部会や中四国春闘討論集会が中止となったが、22年6月4日に四国地連ジェンダー学習会「性暴力に関する刑法の現在地とこれから」を開催。常任委員会はオンラインで2回開くのみとなった。

22年度の活動予定として、2023年1月～2月に中四国地連春闘討論集会を徳島市内で開くことなどを決めた。新年度役員には、鈴木委員長のほか、副委員長に姫田和幸さん（全徳島）、月岡岳さん（愛媛）、早崎康之さん（高知）、河田信也さん（四国）、田中芳典さん（高知新聞印刷）、松本翼さん（ENPプリント）を、書記長に大塚吉雄さん（全徳島）、中央執行委員に秀野太俊さん（愛媛）が選出された。大会には労連本部からは岩楯達弥書記長が出席した。

専門紙テーマの本を出したい

辰巳　裕史さん（東京地連副委員長＝日刊建設工業新聞労組）

地連ほっとコラム ⑥⓪

東京地連には26組織が加盟しており、全国紙、スポーツ紙、外字紙、専門紙など実に多様な構成だ。今回は専門紙の労働組合の動向についてご紹介したい。専門紙労組の上部団体を超えたゆるやかな協議体である「専門紙共闘（全国専門紙誌労働組合共闘会議）」では「専門紙に関する本」を出せないかという議論を重ねている。まだ、結論は出ていないが少なくとも専門紙共闘の創立50周年（創立は1976年）に向け活動の歴史を振り返る記録はまとめていこうという方向になっている。

専門紙の現状を把握するには特有の困難さがある。中小企業が大半を占め、オーナー企業も少なくないことから、経営情報の開示に消極的な企業が多い。現在、多くの大学でジャーナリズムを専攻する学科が設けられているが、専門紙を研究する学者・研究者は極めて少なく、視野にも入っていないのが現状だ。一般紙と異なり、数値的な裏付けのもとで研究を行うことが難しいということが背景にある。

専門紙共闘での会議の様子

私個人としては「専門紙ジャーナリズム」に関する本を出せないかと考えている。具体的には産業分野ごとの専門紙の記者へのインタビューをまとめて分析するといった形式をイメージしている。一般紙よりも「忖度」が行われやすい世界であり、「たこつぼ」的な状況におかれていることから、少し離れた位置から社会的・客観的に記事を評価・議論する場もない。

ジャーナリズム大賞に「専門紙賞・スポーツ紙賞」ができたのも、このような背景があると思われる。